

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-229727

(P2010-229727A)

(43) 公開日 平成22年10月14日(2010.10.14)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
E 0 4 G 1/24 (2006.01)	E 0 4 G 1/24 3 0 1 A	2 E 0 0 3
E 0 4 G 1/22 (2006.01)	E 0 4 G 1/22 D	

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 25 頁)

(21) 出願番号 特願2009-78860 (P2009-78860)
 (22) 出願日 平成21年3月27日 (2009.3.27)

(71) 出願人 000006839
 日鐵住金建材株式会社
 東京都江東区木場二丁目17番12号
 (74) 代理人 100093469
 弁理士 杉岡 幹二
 (74) 代理人 100083585
 弁理士 穂上 照忠
 (74) 代理人 100134980
 弁理士 千原 清誠
 (72) 発明者 南 陽一朗
 兵庫県尼崎市扶桑町1番21号
 日鐵住金建材株式会
 社尼崎工場内

最終頁に続く

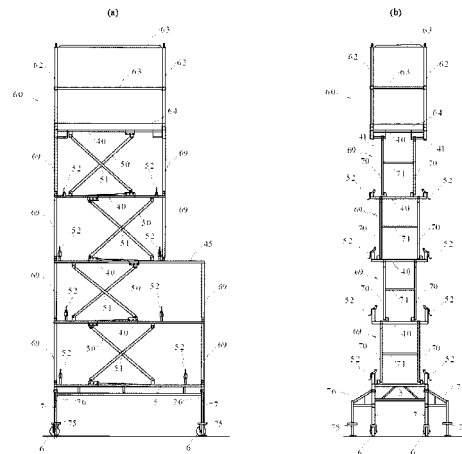
(54) 【発明の名称】 昇降式移動足場

(57) 【要約】

【課題】 作業員が昇降用タラップをより安全に昇降することを可能とする昇降式移動足場を提供する。

【解決手段】 接地面に車輪を備える矩形の基台フレームの上に、スライダークランクを介して複数段の水平フレームを順に積み重ね、各フレーム間に設けられたスライダークランクを伸張した後の各フレーム間の両側面に、それぞれ複数個の支柱を連続的に備えることができる昇降式移動足場であって、上記各フレーム間の支柱のうち少なくとも一方の側面の連続する複数個の支柱は作業床への昇降用タラップを兼ねるものであって途中に踊り場を有することを特徴とする昇降式移動足場。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

接地面に車輪を備える矩形の基台フレームの上に、スライダークランクを介して複数段の水平フレームを順に積み重ね、各フレーム間に設けられたスライダークランクを伸張した後の各フレーム間の両側面に、それぞれ複数個の支柱を連続的に備えることができる昇降式移動足場であって、上記各フレーム間の支柱のうち少なくとも一方の側面の連続する複数個の支柱は作業床への昇降用タラップを兼ねるものであって途中に踊り場を有することを特徴とする昇降式移動足場。

【請求項 2】

支柱は 2 本の長材とこれらの長材を連結する横材からなることを特徴とする、請求項 1 に記載の昇降式移動足場。

10

【請求項 3】

接地面に車輪を備える矩形の基台フレームの上に、スライダークランクを介して複数段の水平フレームを順に積み重ね、各フレーム間に設けられたスライダークランクを伸張した後の各フレーム間の両側面に、それぞれ複数個の支柱を連続的に備えることができる昇降式移動足場であって、上記各フレーム間の支柱のうち、一方の側面の連続する複数個の支柱は作業床への昇降用タラップを兼ねるものであって途中に踊り場を有するものであり、そして、他方の側面の連続する複数個の支柱は昇降用タラップの役割を有しないことを特徴とする昇降式移動足場。

【請求項 4】

昇降用タラップを兼ねる支柱は 2 本の長材とこれらの長材を連結する横材からなり、そして、昇降用タラップの役割を有しない支柱は 2 本の長材とこれらの長材を連結する斜材からなることを特徴とする、請求項 3 に記載の昇降式移動足場。

20

【請求項 5】

作業床への昇降用タラップを兼ねる連続する複数個の支柱は、さらに途中に背当てを有することを特徴とする、請求項 1 から 4 までのいずれかに記載の昇降式移動足場。

【請求項 6】

背当ては水平フレームの長辺を延長することによって形成されることを特徴とする、請求項 5 に記載の昇降式移動足場。

【請求項 7】

背当ては水平フレームの長辺に収納可能であって、昇降式移動足場を垂直方向に伸張してから、水平フレームから背当てを引き出して用いることを特徴とする、請求項 6 に記載の昇降式移動足場。

30

【請求項 8】

背当ては支柱に直角に取り付けられることを特徴とする、請求項 5 に記載の昇降式移動足場。

【請求項 9】

背当ては支柱に添う形に折り畳み可能であって、昇降式移動足場を垂直方向に伸張してから、背当てを支柱から直角に広げて用いることを特徴とする、請求項 8 に記載の昇降式移動足場。

40

【請求項 10】

作業台は水平の本体部と本体部の側方に設けられた 1 個又は複数個の拡幅部を有することを特徴とする、請求項 1 から 9 までのいずれかに記載の昇降式移動足場。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、内装及び外装工事等に使用される昇降式移動足場において、作業員の昇降時の安全性を向上してなる昇降式移動足場に関する。

【背景技術】**【0002】**

50

昇降式移動足場は、垂直方向の伸縮が可能であるため、その高さを低くして保管や運搬ができるとともに、所定場所まで水平方向に移動させ、その場所で固定した後に、所定高さまで昇降式移動足場を伸張し、その高さを固定することによって、所定場所の所定高さにおいて、内装及び外装工事等の作業をすることができる。

【 0 0 0 3 】

このような昇降式移動足場の水平方向の移動と固定に関しては、昇降式移動足場の接地面にブレーキロック付き車輪を備えるとともにアウトリガーでさらに固定することによってなされることが多い。そして、垂直方向の伸縮と固定に関しては、作業台を直接上下し固定するか、又は、折り畳み可能なアームの上に作業台を設置してそのアームを伸縮し固定することによってなされる。

10

【 0 0 0 4 】

このような昇降式移動足場を所定場所において伸張した後に、作業員が高所で作業をすることになる。したがって、作業員の高所からの落下を防止するために、作業台には手摺が必要となる。作業台の手摺は、所定場所まで移動する前に予め昇降式移動足場に取り付けておいても良いが、所定場所まで移動した後に取り付けても良い。この場合、手摺の取付は昇降式移動足場を垂直方向に収縮した状態、すなわち、作業台が低所にある状態で安全に手摺の取付作業をした後、昇降式移動足場を垂直方向に伸張することによって、作業員が高所で安全に作業をすることができる。

【 0 0 0 5 】

また、このような昇降式移動足場は垂直方向の伸縮が可能であるため、昇降式移動足場を保管する際には、その高さを低くすることによって、高さ方向の収納スペースを節約することができる。昇降式移動足場を昇降可能にすることによって高さを低くするだけでなく、さらに昇降式移動足場の作業床を折り畳み可能にすることによって幅方向の収納スペースを節約することも提案されている。

20

【 0 0 0 6 】

特許文献 1 には、接地面に車輪を備える矩形の基台フレーム（枠体）の上に、複数段の水平フレーム（枠体）を X 字形のスライダークランクを介して順に積み重ね、そして、昇降用タラップ（梯子）を備える昇降式移動足場が開示されている。その X 字形のスライダークランクは折り畳みと伸張ができるものであり、その X 字形のスライダークランクを手動で伸縮することによって、作業床の昇降を可能とし、そしてその高さを段階的に固定することが可能である。ここで、昇降用タラップはスライダークランクを伸張した後の各フレームの間の支柱の役割も果たしている。

30

【 0 0 0 7 】

図 1 及び図 2 は、特許文献 1 で開示された技術に基づき実用化されている昇降式移動足場の一例である。(a)が正面図、(b)が右側面図である。図 1 は昇降式移動足場を所定場所に固定した状態で、3つの X 字形のスライダークランク 50 のすべてを垂直方向に伸張したときの状態を示し、図 2 は同じく所定場所に固定した状態で、3つの X 字形のスライダークランク 50 のすべてを垂直方向に折り畳んだときの状態を示す。

【 0 0 0 8 】

この昇降式移動足場は、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレーム 5 と、複数段の昇降自在な水平フレーム 40 からなる。最上段の水平フレーム 40 は作業床用フレームを兼ねており、最上段の水平フレーム 40 には、網目状板や縞付き板などからなる作業床が張られるとともに手摺り等が設置されて、作業台 60 が形成されている。

40

【 0 0 0 9 】

矩形の基台フレーム（枠体）5 の四隅には基台フレームの支柱 7 が立設され、その下端部にはブレーキロック付き車輪 6 が取り付けられている。また、基台フレームの各支柱 7 の側面には、先端にジャッキベース 75 を備えたアウトリガー 76 が取り付けられ、基台フレームの各支柱 7 を軸として水平方向に回転するように設置されている。この昇降式移動足場の移動は、車輪 6 のブレーキロックを外し、ジャッキベース 75 を持ち上げた状

50

態のまま、昇降式移動足場を水平方向に押すことによってなされる。この移動は、通常、水平フレーム40を垂直方向に折り畳んだ状態でなされる。そして、所定の場所まで移動した後、車輪6のブレーキロックを掛けるとともに、ジャッキベース75を接地させることで所定の場所で固定する。

【0010】

矩形の基台フレーム5の上には、間隔をあけて、3段の昇降自在な矩形の水平フレーム40が設けられ、そして、各フレーム間には、2本の斜材を交叉し軸着してなるX字形のスライダークランク50が縦方向に2列立設されている。ここでは、基台フレーム5は最下段の水平フレームを兼ねているが、基台フレーム5とは別に最下段の水平フレーム40を設けてもよい。基台フレーム5とは別に最下段の水平フレーム40を設けた場合には、基台フレーム5と水平フレームとを分離できる。したがって、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

10

【0011】

最上段の水平フレーム40の上には、作業台60が設置される。最上段の水平フレーム40の四隅には、手摺り柱62が設置され、そして、隣接する手摺り柱62の間には手摺りバー63が取り付けられ、さらに四辺の上には巾木64が取り付けられて、作業台60の組み立てが完成する。なお、作業台60の組み立ては、移動前に行っても良いし、移動後に行っても良い。ここでは、最上段の水平フレーム40は作業床用フレームを兼ねているが、最上段の水平フレーム40とは別に作業床用のフレームを設けてもよい。最上段の水平フレーム40とは別に作業床用のフレームを設けた場合には、昇降式移動足場の保管・運搬時には、作業床を含めて作業台60の全体も取り外すことができる。

20

【0012】

なお、上述したように、基台フレーム5とは別に最下段の水平フレーム40を設けた場合には、水平フレームを含む上部部材（作業台60も含まれる）を基台フレームから取り外すことができるので、殊更に最上段の水平フレーム40とは別に作業床用のフレームを設けなくても、昇降式移動足場の移動・運搬の際の作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

【0013】

この昇降式移動足場の昇降は、各フレーム間に設けられたX字形のスライダークランク50の2本の斜材を水平方向にスライドさせることによってなされる。すなわち、X字形のスライダークランクが上方向に伸張したときは、その上側の水平フレームが上昇し、逆に、X字形のスライダークランクが下方向に収縮したときは、その上側の水平フレームが下降する。

30

【0014】

そして、昇降式移動足場を上昇させるときは、X字形のスライダークランクを上方向に伸張させた後に、各フレーム間の両側面にそれぞれ立設可能に取り付けられた、長材70と横材71からなる支柱69で上部の水平フレーム40を支持することによって上部の水平フレーム40の高さが固定される。この操作を、最上段の水平フレーム40が所定の高さに上昇するまで、各段のスライダークランクにおいて繰り返す。逆に、昇降式移動足場を下降させるときは、先に長材70と横材71からなる支柱69を内側に押し倒すことによって上部の水平フレーム40の支持を外し、その後、その段のX字形のスライダークランクを下方向に収縮させて、上部の水平フレーム40の高さを下げ、留め具52によってその高さが固定される。この操作を、最上段の水平フレーム40が所定の高さに下降するまで、各段のスライダークランクにおいて繰り返す。

40

【0015】

最下段のX字形のスライダークランク50を例にとって、X字形のスライダークランクの構造を詳述すると、その2本の斜材の交叉部がピン51によって軸着されるとともに、2本の斜材の左端がそれぞれ上下のフレームの長辺に軸着されている。したがって、2本の斜材の右端がそれぞれ上下のフレームの長辺に沿って水平方向に移動かつ固定可能な構

50

造であり、スライダークランク 50 を上方向に伸張した後は、上下のフレームの間の両側面にそれぞれ立設可能に取り付けられた支柱 69 によって、上部の水平フレーム 40 を支持することによって上部の水平フレーム 40 を所定高さで固定することができる。また、スライダークランク 50 を下方向に収縮した後は、留め具 52 を上方に回動させて内側に固定することによって、上側の水平フレーム 40 をその高さで固定することができる。

【0016】

なお、この例では、この昇降式移動足場の最上段の水平フレーム 40 は作業床用フレームを兼ねているため、最上段の X 字形のスライダークランク 50 を上方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 40 を支持するための支柱 69 の長材 70 は、最上段の水平フレーム 40 の下部に設けられた横部材 41 を介して最上段の水平フレーム 40 を支持することによって最上段の水平フレーム 40 を所定高さで固定する。

10

【0017】

これに対して、最上段の水平フレーム 40 とは別に作業床用のフレームを設けた場合には、最上段の X 字形のスライダークランク 50 を上方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 40 を支持するための支柱 69 の長材 70 は、最上段の水平フレーム 40 を直接支持することによって最上段の水平フレーム 40 を所定高さで固定することができるので、最上段の水平フレーム 40 の下部に横部材 41 を設ける必要はない。

【0018】

このようにして、作業員は、この昇降式移動足場を所定の場所まで移動させ、その場所で昇降式移動足場を固定した後、各段の X 字形のスライダークランク 50 の伸張作業をすることによって、最上段の水平フレーム 40 を所定高さまで上昇させ固定した後、支柱 69 から構成される昇降用タラップを登って作業台 60 に上がり、内装及び外装工事等の作業をすることになる。

20

【0019】

なお、図 1 及び図 2 に図示した昇降式移動足場においては、3 つの X 字形のスライダークランクのすべてを垂直方向に伸張したときに地上から作業床までの最大高さが 2.5 m となり、そして、3 つの X 字形のスライダークランクのすべてを垂直方向に折り畳んだときに地上から作業床までの最小高さが 0.9 m となる。したがって、X 字形のスライダークランクの伸張と折り畳みを適宜組み合わせることによって、昇降式移動足場の作業床の高さをそれぞれの作業に適した所定の高さに固定することができる。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0020】

【特許文献 1】実公平 6 - 36167 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0021】

特許文献 1 に開示されている昇降式移動足場は、前述したとおり、所定場所まで水平方向に移動させ、その場所で固定した後に、所定高さまで昇降式移動足場を伸張し、固定した後に、作業員が支柱から構成される昇降用タラップを登って作業台に上がり、内装及び外装工事等の作業をすることになる。そして、作業員の高所からの落下を防止するために作業台には手摺りが取り付けられているので、作業員は作業台が高所にあっても安全に作業をすることができる。

40

【0022】

しかしながら、作業員は作業台に上がるために支柱から構成される昇降用タラップを登る必要があるが、この昇降用タラップは昇降式移動足場の本体の両端部に垂直に設置されているため、昇降式移動足場の本体の外側を垂直に登ることになる。作業員の昇降時には、安全帯を使用するのが通常であるが、安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえる場合には、このタラップから足を踏み外してしまうと地上まで落下するおそれがあった。

50

【 0 0 2 3 】

昇降式移動足場の地上から作業床までの距離が1 m程度と短いときは、このタラップを昇降中に足を踏み外して地上まで落下してもそれ程危険ではない。ところが、図1に例示した昇降式移動足場であっても、地上から作業床までの最大高さが2.5 mである。そして、最近では、昇降式移動足場での作業範囲を拡大すべく、その作業床の地上からの最大高さを3.6 m程度、あるいはさらに4.5 m程度まで、高くすることが求められている。昇降式移動足場の作業床を高くするためには、昇降式移動足場の段数とスライダークランク数を増加するか、又はスライダークランクを大型化することによって可能であるが、作業床が高くなる分だけ、支柱から構成される昇降用タラップが長くなるとともに作業員の昇降位置が高くなるから、作業員が昇降用タラップから足を踏み外す機会が増加するとともに、足を踏み外して地上まで落下したときの危険度が大きくなる。

10

【 0 0 2 4 】

本発明は、作業員が昇降用タラップをより安全に昇降することを可能とする昇降式移動足場を提供することを目的とする。

【 課題を解決するための手段 】

【 0 0 2 5 】

本発明者らは、作業員の昇降時の安全性を向上してなる昇降式移動足場を開発すべく、種々検討を重ねた。その結果、次の(a)~(f)の知見を得た。

【 0 0 2 6 】

(a) 上述した昇降式移動足場においては、その支柱から構成される昇降用タラップは昇降式移動足場の本体の両端部に設置されているため、昇降式移動足場の本体の外側を垂直に登ることになり、作業員が安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえる場合に、支柱から構成される昇降用タラップから足を踏み外して地上まで落下するおそれがあることを考慮すると、作業員が足を踏み外しても地上まで落下しない構造とすることが考えられる。

20

【 0 0 2 7 】

たとえば、昇降用タラップを昇降式移動足場の本体の内部に設置し、作業床の中央部に開閉可能なハッチを取り付ければ、作業員は昇降式移動足場の本体の内部に設置した昇降用タラップを登り、ハッチを開いて、作業台に到達することができる。

【 0 0 2 8 】

しかしながら、昇降式移動足場の本体の内部は伸縮自在のスライダークランクで占められるために、作業員が昇降できるだけの空間を確保することは困難である。

30

【 0 0 2 9 】

なお、昇降式移動足場の本体の内部に作業員が昇降できるだけの空間を確保することだけであれば、本体を大型化することによって可能となる。しかしながら、昇降式移動足場は一般建築物内での使用と移動を可能にすべく、その重量や大きさが制限されている。特に、昇降式移動足場の幅は、一般建築物内の扉の幅(約0.9 m)による制約や、エレベーターに積載可能な大きさという制約がある。したがって、昇降式移動足場の本体の内部に、作業員が昇降できるだけの空間を確保すべく、本体を大型化することは困難である。

40

【 0 0 3 0 】

(b) また、作業員が体勢を崩しても地上まで落下しないためには、高所での昇降用タラップの登り降りをしなければよく、そのためには昇降式移動足場のスライダークランクを折り畳んだ状態で作業員が昇降用タラップを登り、作業台に上がったから、手でスライダークランクの伸張操作をすることができる方式とすることが考えられる。

【 0 0 3 1 】

しかしながら、この方式を手動により実現しようとする、昇降式移動足場の作業床の高さが高くなるにしたがって、伸張操作時間が長くなるから、作業員の作業負担が増大する。よって、昇降式移動足場の地上から作業床までの距離が短い昇降式移動足場には適用可能であるが、昇降式移動足場の地上から作業床までの距離が長い昇降式移動足場に適用

50

することは、現実的でない。

【0032】

そして、この方式を手動に代えて、油圧や電動の使用によって実現しようとする、スライダークランク式の昇降式移動足場よりも複雑な機構を採用せざるを得ないため、重量、取り扱いの容易さ、整備性の点で不利となる。

【0033】

(c) したがって、一般建築物内での使用と移動が可能でかつ、作業台を高所まで伸張できるような昇降式移動足場において、作業員の昇降時の安全性を向上しようとする場合であっても、その昇降用タラップは昇降式移動足場の本体の両端部に設置することが好ましく、また、昇降式移動足場を所定位置まで水平方向に移動させ、その場所で固定した状態で、スライダークランク式の昇降式移動足場を伸張し、固定した後に、作業員が支柱から構成される昇降用タラップを登って作業台に上がり、内装及び外装工事等の作業をするのが好ましいことになる。

10

【0034】

このように、スライダークランク式の昇降式移動足場の有する利点を生かした上で、作業員の昇降時の安全性を向上させることを検討した結果、作業員が支柱から構成される昇降用タラップから足を踏み外しても地上まで落下することがないようにするためには、支柱から構成される昇降用タラップの途中に踊り場を設ければよいことを着想した。

【0035】

支柱から構成される昇降用タラップの途中に踊り場を付けると、作業員が安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえる場合に、踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できるので、地上まで落下するおそれが小さくなる。なお、踊り場よりも低所の昇降用タラップから足を踏み外しても、地上まで近いので、地上に無事に着地することができる。

20

【0036】

(d) 支柱から構成される昇降用タラップは昇降式移動足場の本体の端部に設置されているので、上部の水平フレームの長辺を下部の水平フレームの長辺よりも短くすることによって、昇降式移動足場の本体の端部の途中に踊り場を形成することができる。

【0037】

踊り場は、両方の昇降用タラップに付けてもよいし、いずれか一方の昇降用タラップでもよい。踊り場の奥行き寸法は特に規定するものではないが、踊り場よりも高所の昇降用タラップから作業員が足を踏み外しても、踊り場に無事に着地しそこに留まることができる程度の奥行きであればよく、30cm以上あればよい。好ましい奥行き寸法は30～60cmである。

30

【0038】

(e) ただし、昇降用タラップの途中に踊り場を設けると、踊り場よりも上部の水平フレームは下部の水平フレームよりも短くなる。ところが、最上段の水平フレームの上に作業床用のフレームを設ける場合だけでなく、最上段の水平フレームが作業床用フレームを兼ねる場合であっても、上部のフレームの長辺を下部のフレームの長辺よりも短くして昇降用タラップの途中に踊り場を設けると、踊り場を設けた分、作業床が狭くなってしまふ。作業床の面積が狭くなると、工具等の置き場所に困るなど作業床上で作業がしにくくなるだけでなく、その作業台への最大積載荷重も小さくなる場合がある。

40

【0039】

これを解決するための一つの手法は、昇降式移動足場の作業床の面積が狭くなりすぎないように、昇降用タラップの途中に踊り場を設けるのは一方の昇降用タラップだけにして、他方は踊り場を設けないままにすることである。このとき、作業員をして、この踊り場を設けた方の昇降用タラップだけを登り降りさせ、他方の踊り場を設けない方の昇降用タラップは登り降りできないような構造とするのがよい。たとえば、踊り場を設けた方の昇降用タラップは縦方向の長材と横材から構成するが、踊り場を設けない方のタラップは縦方向の長材と斜材から構成すれば、垂直のタラップはその梯子機能が殺がれるから、作業

50

員をして踊り場を設けない方の垂直のタラップを登り降りすることを防止できる。

【0040】

別の解決手法としては、昇降式移動足場の本体を大きくすることによって、最上段の水平フレームを大きくし、もって昇降用タラップの途中に踊り場を設けても、作業床の面積を確保できるようにすることである。ここで、昇降式移動足場の本体を大きくするには、昇降式移動足場の本体の幅を拡げるのと、昇降式移動足場の本体の長さを長くするのと、2つの手法が考えられる。ただし、昇降式移動足場は一般建築物内での使用と移動を可能にすべく、その重量や大きさが制限されており、特に、昇降式移動足場の幅は扉の幅（通常約0.9m）による制約があるため拡げることが困難である。そして、昇降式移動足場の長さは、従来1.8m程度であったが、作業床の最大高さを3.6m程度、あるいはさら

10

【0041】

なお、一般建築物の扉の幅との関係上、昇降式移動足場の本体の幅を拡げることが困難であるが、折り畳み可能な作業床を用いることによって、昇降式移動足場を所定場所まで移動し、その固定後に作業床を幅方向に拡げることが可能である。たとえば、作業床を固定本体部と可動拡幅部から構成し、通常は可動拡幅部を本体部側の上方に折り畳んだ状態

20

【0042】

(f) さらに、支柱から構成される昇降用タラップに傾斜を付けることに加えて、昇降用タラップの途中に背当てを設けてもよいことを着想した。昇降用タラップの途中に背当てを設置すると、作業員が安全帯を使用しなかったときや、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえるときに、体勢を崩しても背当てが受け止めてくれるので、後方に倒れることはなく、したがって高所の昇降用タラップから足を踏み外すおそれがさらに小さくなる。

【0043】

昇降用タラップの途中に設置する背当ては、たとえば昇降用タラップを構成する連続する支柱の間にある水平フレームを長辺方向に延長することによって形成することができる。また、最上段の支柱と作業床の間にも背当てを設置するのが好ましいが、この場合は、最上段の水平フレームを長辺方向に延長することによって形成することができる。あるいは、昇降用タラップを構成する連続する支柱に背当てを直角に取り付けてもよい。

30

【0044】

なお、この背当ては昇降式移動足場を垂直方向に伸張した場合に必要なが、昇降式移動足場を垂直方向に折り畳んだ場合には不要となる。したがって、背当ては昇降式移動足場を構成する部材中に収納したり折り畳んだりすることができるのが好ましい。たとえば、最上段の水平フレームを長辺方向に延長することによって形成する場合には、昇降式移動足場の保管・運搬時には背当ては水平フレーム内に収納できる構造とし、昇降式移動足場を垂直方向に伸張してから、水平フレームから背当てを引き出して用いるのが好ましい。また、昇降用タラップを構成する連続する支柱に背当てを直角に取り付ける場合には、昇降式移動足場の保管・運搬時には背当てを折り畳んで支柱に添う形になる構造とし、昇降式移動足場を垂直方向に伸張してから、背当てを支柱から直角に広げて用いるのが好ましい。

40

【0045】

なお、昇降用タラップの途中に設置する背当ての寸法は、特に規定するものではないが、作業員がタラップを楽に昇降するためには、奥行きが50cm以上あればよい。背当ての奥行きの好ましい寸法は55～65cmである。背当ての幅は、水平フレームを長辺方

50

向に延長することによって形成する場合には水平フレームの幅方向の寸法と同じであり、そして、支柱に背当てを直角に取り付ける場合には支柱の幅、すなわち、水平フレームの横部材の長さと同じであって、50～90cm程度が好ましい。

【0046】

また、背当ては、水平フレームや支柱と同じ部材またはそれに準ずる部材で形成することができる。具体的には、たとえば鋼管やアルミニウム管などから形成することができる。

【0047】

(e) 昇降用タラップに背当てを設置する場所は特に規定するものではないが、支柱から構成される昇降用タラップのうち、作業者の身長を超える高さにある支柱間に背当てを設置するのが好ましい。また、最上段の支柱と作業床の間にも背当てを設置するのが好ましい。

10

【0048】

本発明に係る、作業員が昇降用タラップをより安全に昇降することを可能とする昇降式移動足場は、これらの知見に基づいて完成したものであり、本発明は次の(1)～(10)の昇降式移動足場を要旨とする。

【0049】

(1) 接地面に車輪を備える矩形の基台フレームの上に、スライダークランクを介して複数段の水平フレームを順に積み重ね、各フレーム間に設けられたスライダークランクを伸張した後の各フレーム間の両側面に、それぞれ複数個の支柱を連続的に備えることができる昇降式移動足場であって、上記各フレーム間の支柱のうち少なくとも一方の側面の連続する複数個の支柱は作業床への昇降用タラップを兼ねるものであって途中に踊り場を有することを特徴とする昇降式移動足場。

20

【0050】

(2) 支柱は2本の長材とこれらの長材を連結する横材からなることを特徴とする、上記(1)の昇降式移動足場。

【0051】

(3) 接地面に車輪を備える矩形の基台フレームの上に、スライダークランクを介して複数段の水平フレームを順に積み重ね、各フレーム間に設けられたスライダークランクを伸張した後の各フレーム間の両側面に、それぞれ複数個の支柱を連続的に備えることができる昇降式移動足場であって、上記各フレーム間の支柱のうち、一方の側面の連続する複数個の支柱は作業床への昇降用タラップを兼ねるものであって途中に踊り場を有するものであり、そして、他方の側面の連続する複数個の支柱は昇降用タラップの役割を有しないことを特徴とする昇降式移動足場。

30

【0052】

(4) 昇降用タラップを兼ねる支柱は2本の長材とこれらの長材を連結する横材からなり、そして、昇降用タラップの役割を有しない支柱は2本の長材とこれらの長材を連結する斜材からなることを特徴とする、上記(3)の昇降式移動足場。

【0053】

(5) 作業床への昇降用タラップを兼ねる連続する複数個の支柱は、さらに途中に背当てを有することを特徴とする、上記(1)～(4)のいずれかの昇降式移動足場。

40

【0054】

(6) 背当ては水平フレームの長辺を延長することによって形成されることを特徴とする、上記(5)の昇降式移動足場。

【0055】

(7) 背当ては水平フレームの長辺に収納可能であって、昇降式移動足場を垂直方向に伸張してから、水平フレームから背当てを引き出して用いることを特徴とする、上記(6)の昇降式移動足場。

【0056】

(8) 背当ては支柱に直角に取り付けられることを特徴とする、上記(5)の昇降式移動足

50

場。

【0057】

(9) 背当ては支柱に添う形に折り畳み可能であって、昇降式移動足場を垂直方向に伸張してから、背当てを支柱から直角に広げて用いることを特徴とする、上記(8)の昇降式移動足場。

【0058】

(10) 作業台は水平の本体部と本体部の側方に設けられた1個又は複数個の拡幅部を有することを特徴とする、上記(1)～(9)のいずれかの昇降式移動足場。

【発明の効果】

【0059】

本発明の昇降式移動足場は、作業員が昇降用タラップをより安全に昇降することを可能とする。

【図面の簡単な説明】

【0060】

【図1】特許文献1で開示された技術に基づき実用化されている昇降式移動足場の一例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図2】図1の昇降式移動足場を垂直方向に折り畳んだ状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図3】本発明に係る昇降式移動足場の一例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図4】図3の昇降式移動足場を垂直方向に折り畳んだ状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図5】図3の昇降式移動足場を垂直方向に折り畳み、さらに手摺りを取り外した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図6】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が左側面図、(b)が正面図、(c)が右側面図である。

【図7】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図8】図7の昇降式移動足場を垂直方向に折り畳んだ状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図9】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図10】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が上から3段目の水平フレームの平面図である。

【図11】図10の昇降式移動足場を垂直方向に折り畳んだ状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が上から2段目の水平フレームの平面図である。

【図12】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が3段目の水平フレームの平面図である。

【図13】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が上から2段目の水平フレームの平面図である。

【図14】本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【図15】本発明で用いる背当ての一例を示す。(a)は昇降式移動足場を垂直方向に伸張した状態、(b)は背当てを折り畳んで支柱に添わせた状態、そして、(c)は背当てを添わせた支柱を折り畳んだ状態である。

【発明を実施するための形態】

【0061】

10

20

30

40

50

以下、図面を用いて、本発明に係る昇降式移動足場を説明する。

【実施例 1】

【0062】

図3～図5は、本発明に係る昇降式移動足場の一例であり、(a)が正面図、(b)が右側面図である。図3は各フレームの間隔をすべて広げて垂直方向に伸張したときの状態を示し、図4は各フレームの間隔をすべて狭めて垂直方向に折り畳んだときの状態を示す。また、図5は各フレームの間隔をすべて狭めて垂直方向に折り畳み、さらに手摺りを取り外した状態を示す。

【0063】

この昇降式移動足場は、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレーム5と4段の昇降自在な水平フレーム40からなる。

10

【0064】

矩形の基台フレーム5の四隅には基台フレームの支柱7が立設され、その下端部にはブレーキロック付き車輪6が取り付けられている。また、基台フレームの各支柱7の側面には、先端にジャッキベース75を備えたアウトリガー76が取り付けられ、基台フレームの各支柱7を軸として水平方向に回転するように設置されている。この昇降式移動足場の移動は、車輪6のブレーキロックを外し、ジャッキベース75を持ち上げた状態のまま、昇降式移動足場を水平方向に押すことによってなされる。そして、所定の場所まで移動した後、車輪6のブレーキロックを掛けるとともに、ジャッキベース75を接地させることで所定の場所で固定することができる。

20

【0065】

矩形の基台フレーム5の上には、昇降自在な矩形の水平フレーム40が4段設けられ、各フレーム間には、2本の斜材を交叉し軸着してなるX字形のスライダークランク50が縦方向に2列立設されている。なお、水平フレーム40の長辺は上部と下部とでは異なり、上部の2段の水平フレームの長辺を下部の2段の水平フレーム40の長辺よりも短くすることによって、上から3段目の水平フレーム40の右側端部に踊り場45が形成されている。

【0066】

この例では、基台フレーム5は最下段の水平フレームを兼ねているが、基台フレーム5とは別に最下段の水平フレーム40を設けてもよい。基台フレーム5とは別に最下段の水平フレームを設けた場合には、基台フレーム5と水平フレームとを分離できる。したがって、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

30

【0067】

この昇降式移動足場の昇降は、各フレーム間に設けられたX字形のスライダークランク50の2本の斜材を水平方向にスライドさせることによってなされる。すなわち、X字形のスライダークランクが上方向に伸張したときは、その上側の水平フレームが上昇し、逆に、X字形のスライダークランクが下方向に収縮したときは、その上側の水平フレームが下降する。

40

【0068】

ここで、昇降式移動足場を上昇させるときは、各フレーム間に設けられたX字形のスライダークランク50を上方向に伸張させた後に、各フレームの両端面においてそれぞれ立設可能に取り付けられた、長材70と横材71からなる支柱で上部の水平フレームを支持することによって水平フレームの高さを固定する役割を果たすとともに、この支柱は作業台60への昇降用タラップとしての役割を担うことになる。ここでは、この昇降式移動足場の右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中に踊り場45が形成されているのに対して、左端面の支柱69から形成される昇降用タラップには踊り場45が形成されていない。なお、作業床の面積を確保できる場合には、左端面の支柱69から形成される昇降用タラップにも踊り場を形成してもよい。

50

【 0 0 6 9 】

逆に、昇降式移動足場を下降させるときは、上下のフレームの間の両側にそれぞれ立設可能に取り付けられた、長材 7 0 と横材 7 1 からなる支柱を内側に押し倒すことによって上部の水平フレーム 4 0 の支持を外し、X 字形のスライダークランク 5 0 を下方方向に収縮させる。そして、その後、留め具 5 2 を上方に回動させて内側に固定することによって、上側の水平フレーム 4 0 をその高さで固定することができる。

【 0 0 7 0 】

このように、実施例 1 に係る昇降式移動足場は、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、複数段の昇降自在な水平フレームと作業床からなる点では、図 1 及び図 2 に示したものと同じであるが、昇降自在な水平フレームの段数が 1 段多く 4 段である点と、右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップには途中で踊り場 4 5 が形成されている点が異なる。また、右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップには途中で踊り場 4 5 を形成することができるように、上部の 2 段の水平フレーム 4 0 の長辺は、下部の 2 段のフレームよりも、短い点が異なる。

10

【 0 0 7 1 】

なお、実施例 1 に係る昇降式移動足場においても、最上段の水平フレーム 4 0 の四隅には、手摺り柱 6 2 が設置され、そして、隣接する手摺り柱 6 2 の間には手摺りバー 6 3 が取り付けられ、さらに四辺の上には巾木 6 4 が取り付けられて、作業台 6 0 の組み立てが完成する点は同じであり、その作業台の組み立ては、移動前に行っても良いし、移動後に行っても良い。

20

【 0 0 7 2 】

この例では、この昇降式移動足場の最上段の水平フレーム 4 0 は作業床用フレームを兼ねているため、最上段の X 字形のスライダークランク 5 0 を上方方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 4 0 を支持するための支柱 6 9 の長材 7 0 は、最上段の水平フレーム 4 0 の下部に設けられた横部材 4 1 を介して最上段の水平フレーム 4 0 を支持することによって最上段の水平フレーム 4 0 を所定高さで固定する。

【 0 0 7 3 】

なお、最上段の水平フレーム 4 0 とは別に作業床用のフレームを設けることができるが、この場合には、最上段の X 字形のスライダークランク 5 0 を上方方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 4 0 を支持するための支柱 6 9 の長材 7 0 は、最上段の水平フレーム 4 0 を直接支持することによって最上段の水平フレーム 4 0 を所定高さで固定することができるので、最上段の水平フレーム 4 0 の下部に横部材 4 1 を設ける必要はない。

30

【 0 0 7 4 】

作業員は、この昇降式移動足場を所定の場所まで移動させ、その場所で昇降式移動足場を固定した後、各段の X 字形のスライダークランク 5 0 の伸張作業をすることによって、最上段の水平フレーム 4 0 を所定高さまで上昇させる。すなわち、所定高さに対応してスライダークランク 5 0 の伸張作業を行う段数を決め、必要な段数分だけスライダークランク 5 0 の伸張作業を行った後、フレーム間の支柱 6 9 で上部フレームの高さを固定した後、途中で踊り場 4 5 が形成されている右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップを登って作業床に上がり、内装及び外装工事等の作業をすることになる。

40

【 0 0 7 5 】

昇降自在な水平フレームの段数が 1 段多く 4 段であるため、作業床の最大高さは 3 . 6 m となるが、右端面の支柱 6 9 によって構成される昇降用タラップは途中で踊り場 4 5 が形成されているので、作業員が安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中でフックを掛けかえる場合に、踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できるので、地上まで落下するおそれが小さくなる。なお、踊り場よりも低所の昇降用タラップから足を踏み外しても、地上まで近いので、地上に無事に着地することができる。

【 0 0 7 6 】

この昇降式移動足場を垂直方向に折り畳み、さらに手摺り等を取り外した状態は図 5 に

50

示されるとおりであり、最上段の水平フレーム 40 は作業床用フレームを兼ねている昇降式移動足場においては、作業床フレーム以外の作業台形成部材はすべて取り外すことができる。

【0077】

この結果、昇降式移動足場をコンパクトにすることができるので、一般建築物内の扉の幅の通り抜けやエレベーターへの積載が可能となる。また、倉庫等に保管する際にも、そのスペースを有効に使うことができる。

【0078】

なお、最上段の水平フレーム 40 とは別に作業床用のフレームを設けた昇降式移動足場の場合には、昇降式移動足場の運搬ないし保管時には、作業床を含めて作業台 60 の全体も取り外すことができる。また、基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けた場合には、基台フレーム 5 と水平フレームとを分離できるので、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

10

【実施例 2】

【0079】

図 6 は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が左側面図、(b)が正面図、(c)が右側面図である。

【0080】

この昇降式移動足場は、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、4段の昇降自在な水平フレームからなり、上から3段目の水平フレーム 40 の右側端部に踊り場 45 が形成されている点は、実施例 1 と同じであり、また、上から3段目の水平フレーム 40 の右側端部に踊り場 45 が形成されるように、上部の2段の水平フレームの長辺が下部の2段の水平フレーム 40 の長辺よりも短く形成されている点も実施例 1 と同じである。異なるのは、左側端面のフレーム間の垂直に設置される支柱 96 が縦方向の長材と斜材から構成されている点であり、その梯子機能が殺がれているから、この支柱 96 は昇降用タラップの役割を有しないので、作業員が垂直のタラップを登り降りすることを防止できる。

20

【0081】

実施例 2 に係る昇降式移動足場を上昇させるときは、水平フレーム 40 の間に設けられた X 字形のスライダークランク 50 を上方向に伸張させた後に、上下の水平フレーム 40 の両端面において、右側の端面には長材 70 と横材 71 からなるフレーム間の支柱 69 を上下の水平フレーム 40 の間に立設可能に取り付け、そして、左側の端面には長材 70 と斜材 72 からなるフレーム間の支柱 96 を上下の水平フレーム 40 の間に立設可能に取り付ける。これらの支柱で上部の水平フレームを支持することによって水平フレームの高さを固定する役割を果たす。ここでは、この昇降式移動足場の右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 45 が形成されているのに対して、左端面の支柱 96 から形成される昇降用タラップには踊り場 45 が形成されていない。そして、これらの支柱のうち、右側の端面の立設可能な支柱 69 は作業床への昇降用タラップとしての役割を担うことになる。なお、左側の端面のフレーム間に垂直に立設可能な支柱 96 は縦方向の長材と斜材から構成されているので、その梯子機能が殺がれているから、作業員が垂直のタラップを登り降りすることを防止できる。

30

40

【0082】

なお、実施例 2 に係る昇降式移動足場においても、最上段の水平フレーム 40 の四隅には、手摺り柱 62 が設置され、そして、隣接する手摺り柱 62 の間には手摺りバー 63 が取り付けられ、さらに四辺の上には巾木 64 が取り付けられて、作業台 60 の組み立てが完成する点は同じであり、その作業台の組み立ては、移動前に行っても良いし、移動後に行っても良い。ここでは、最上段の水平フレーム 40 は作業床用フレームを兼ねているが、最上段の水平フレーム 40 とは別に作業床用のフレームを設けてもよい。最上段の水平

50

フレーム 40 とは別に作業床用のフレームを設けた場合には、昇降式移動足場の保管・運搬時には、作業床を含めて作業台 60 の全体も取り外すことができる。

【0083】

この例では、基台フレーム 5 は最下段の水平フレームを兼ねているが、基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けてもよい。基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けた場合には、基台フレーム 5 と水平フレームとを分離できる。したがって、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

【0084】

作業員は、この昇降式移動足場を所定の場所まで移動させ、その場所で昇降式移動足場を固定した後、各段の X 字形のスライダークランク 50 の伸張作業をすることによって、最上段の水平フレーム 40 を所定高さまで上昇させる。すなわち、所定高さに対応してスライダークランク 50 の伸張作業を行う段数を決め、必要な段数分だけスライダークランク 50 の伸張作業を行った後、フレーム間の支柱 69、96 で上部フレームの高さを固定した後、途中に踊り場 45 が形成されている右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップを登って作業床に上がり、内装及び外装工事等の作業をすることになる。

【0085】

昇降自在な水平フレームの段数が 1 段多く 4 段であるため、作業床の最大高さは 3.6 m となるが、右端面の支柱 69 によって構成される昇降用タラップは途中に踊り場 45 が形成されているので、作業員が安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえる場合に、踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できるので、地上まで落下するおそれが小さくなる。なお、踊り場よりも低所の昇降用タラップから足を踏み外しても、地上まで近いので、地上に無事に着地することができる。

【0086】

この昇降式移動足場も実施例 1 と同様に、作業床フレーム以外の作業台形成部材はすべて取り外すことができる。この結果、昇降式移動足場をコンパクトにすることができるので、一般建築物内の扉の幅の通り抜けやエレベーターへの積載が可能となる。また、倉庫等に保管する際にも、そのスペースを有効に使うことができる。

【0087】

なお、最上段の水平フレーム 40 とは別に作業床用のフレームを設けた昇降式移動足場の場合には、昇降式移動足場の運搬ないし保管時には、作業床を含めて作業台 60 の全体も取り外すことができる。また、基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けた場合には、基台フレーム 5 と水平フレームとを分離できるので、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

【実施例 3】

【0088】

図 7 及び図 8 は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例である。図 7 は垂直方向に伸張した状態、そして、図 8 は垂直方向に折り畳んだ状態を示す。いずれも、(a) が正面図、(b) が右側面図である。

【0089】

この昇降式移動足場は、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、4 段の昇降自在な水平フレームからなり、右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 45 が形成され、そして、左端面の支柱 69 から形成される昇降用タラップには踊り場 45 が形成されていない点は、実施例 1 と同じであり、また、上から 3 段目の水平フレーム 40 の右側端部に踊り場 45 が形成されるように、上部の 2 段の水平フレームの長辺を下部の 2 段の水平フレーム 40 の長辺よりも短

10

20

30

40

50

く形成されている点も実施例 1 と同じである。実施例 1 と異なるのは、最上段の水平フレーム 40 が 1 個の本体部 65 と 2 個の拡幅部 66 から構成されていて、作業床が折り畳み可能となっている点である。折り畳み可能な作業床を用いることによって、昇降式移動足場を所定場所まで移動し、その固定後に作業床を幅方向に拡げることは可能である。

【0090】

すなわち、実施例 3 に係る昇降式移動足場においては、最上段の水平フレーム 40 が、1 個の水平の本体部 65 と、この本体部 65 のそれぞれの側方に設けられた 2 個の拡幅部 66 から構成されており、そして、本体部 65 と拡幅部 66 の間にはヒンジ構造 67 が設けられていて、拡幅部 66 はこのヒンジ構造 67 を介して、本体部 65 に対して上方のみ回転可能に接続されている。また、当て材 68 が拡幅部 66 の基部の下部に設置されている。

10

【0091】

なお、実施例 3 に係る昇降式移動足場においても、最上段の水平フレーム 40 の四隅には、手摺り柱 62 が設置され、そして、隣接する手摺り柱 62 の間には手摺りバー 63 が取り付けられ、さらに四辺の上には巾木 64 が取り付けられて、作業台 60 の組み立てが完成する点は同じであり、その作業台の組み立ては、移動前に行っても良いし、移動後に行っても良い。

【0092】

この例では、この昇降式移動足場の最上段の水平フレーム 40 は作業床用フレームを兼ねているため、最上段の X 字形のスライダークランク 50 を上方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 40 を支持するための支柱 69 の長材 70 は、最上段の水平フレーム 40 の下部に設けられた横部材 41 を介して最上段の水平フレーム 40 を支持することによって最上段の水平フレーム 40 を所定高さで固定する。

20

【0093】

また、この例では、基台フレーム 5 は最下段の水平フレームを兼ねているが、基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けてもよい。基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けた場合には、基台フレーム 5 と水平フレームとを分離できる。したがって、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

30

【0094】

作業員は、この昇降式移動足場を所定の場所まで移動させ、その場所で昇降式移動足場を固定した後、各段の X 字形のスライダークランク 50 の伸張作業をすることによって、最上段の水平フレーム 40 を所定高さまで上昇させる。すなわち、所定高さに対応してスライダークランク 50 の伸張作業を行う段数を決め、必要な段数分だけスライダークランク 50 の伸張作業を行った後、フレーム間の支柱 69 で上部フレームの高さを固定した後、途中に踊り場 45 が形成されている右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップを登って作業床に上がり、内装及び外装工事等の作業をすることになる。

【0095】

昇降自在な水平フレームの段数が 1 段多く 4 段であるため、作業床の最大高さは 3 . 6 m となるが、右端面の支柱 69 が構成される昇降用タラップは途中に踊り場 45 が形成されているので、作業員が安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえる場合に、踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できるので、地上まで落下するおそれが小さくなる。なお、踊り場よりも低所の昇降用タラップから足を踏み外しても、地上まで近いので、地上に無事に着地することができる。

40

【0096】

なお、ここでは左端面のフレーム間の支柱 69 は縦方向の長材と横材から構成されているが、これを縦方向の長材と斜材から構成されている支柱に置き換えれば、実施例 2 に係る昇降式移動足場と同様に、その梯子機能が殺がれて、昇降用タラップとしての役割を有

50

しないから、作業員が左側の端面の踊り場が形成されていないタラップを登り降りすることを防止できる。

【0097】

この昇降式移動足場も実施例1と同様に、作業床フレーム以外の作業台形成部材はすべて取り外すことができる。この結果、昇降式移動足場をコンパクトにすることができるので、一般建築物内の扉の幅の通り抜けやエレベーターへの積載が可能となる。また、倉庫等に保管する際にも、そのスペースを有効に使うことができる。

【0098】

また、基台フレーム5とは別に最下段の水平フレーム40を設けた場合には、基台フレーム5と水平フレームとを分離できるので、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

【実施例4】

【0099】

図9は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図である。

【0100】

この昇降式移動足場は、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレーム5と5段の昇降自在な水平フレーム40からなる。

【0101】

矩形の基台フレーム5の四隅には基台フレームの支柱7が立設され、その下端部にはブレーキロック付き車輪6が取り付けられている。また、基台フレームの各支柱7の側面には、先端にジャッキベース75を備えたアウトリガー76が取り付けられ、基台フレームの各支柱7を軸として水平方向に回動しうるように設置されている。この昇降式移動足場の移動は、車輪6のブレーキロックを外し、ジャッキベース75を持ち上げた状態のまま、昇降式移動足場を水平方向に押すことによってなされる。そして、所定の場所まで移動した後、車輪6のブレーキロックを掛けるとともに、ジャッキベース75を接地させることで所定の場所で固定することができる。

【0102】

矩形の基台フレーム5の上には、昇降自在な矩形形状の水平フレーム40が5段設けられ、各フレーム間には、2本の斜材を交叉し軸着してなるX字形のスライダークランク50が縦方向に2列立設されている。なお、下部のフレームの長辺よりも上部のフレームの長辺の方が順に短く形成されている。

【0103】

この昇降式移動足場の昇降は、各フレーム間に設けられたX字形のスライダークランク50の2本の斜材を水平方向にスライドさせることによってなされる。すなわち、X字形のスライダークランクが上方向に伸張したときは、その上側の水平フレームが上昇し、逆に、X字形のスライダークランクが下方向に収縮したときは、その上側の水平フレームが下降する。

【0104】

ここで、昇降式移動足場を上昇させるときは、各フレーム間に設けられたX字形のスライダークランク50を上方向に伸張させた後に、各フレームの両端面において、長材70と横材71からなる立設可能支柱を各フレーム間に取り付ける。これらの支柱で上部の水平フレームを支持することによって水平フレームの高さを固定する役割を果たすとともに、この支柱は作業台60への昇降用タラップとしての役割を担うことになる。この昇降式移動足場の右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中に踊り場45が形成されているのに対して、左端面の支柱69から形成される昇降用タラップには踊り場45が形成されていない。なお、作業床の面積を確保できる場合には、左端面の支柱69から形成される昇降用タラップにも踊り場を形成してもよい。

【0105】

逆に、昇降式移動足場を下降させるときは、長材 70 と横材 71 からなる支柱を内側に押し倒すことによって上部の水平フレーム 40 の支持を外し、X 字形のスライダークランク 50 を下方向に収縮させる。そして、その後、留め具 52 を上方に回転させて内側に固定することによって、上側の水平フレーム 40 をその高さで固定することができる。

【0106】

このように、実施例 4 に係る昇降式移動足場は、実施例 1 と同様に、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、複数段の昇降自在な水平フレームと作業床からなり、右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 45 が形成されている点も同じであり、また、右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 45 を形成することができるように、上部の 2 段の水平フレーム 40 の長辺は、下部の 2 段のフレームよりも短く形成されている点も同じである。

10

【0107】

実施例 1 と異なるのは、昇降式移動足場の作業床の最大高さを高くするために昇降自在な水平フレームの段数を 1 段多くして 5 段としており、それに伴って X 字形のスライダークランク 50 が増設されている点である。このため、作業床の最大高さは 4.5 m となる。

【0108】

なお、実施例 4 に係る昇降式移動足場においても、最上段の水平フレーム 40 の四隅には、手摺り柱 62 が設置され、そして、隣接する手摺り柱 62 の間には手摺りバー 63 が取り付けられ、さらに四辺の上には巾木 64 が取り付けられて、作業台 60 の組み立てが完成する点は同じであり、その作業台の組み立ては、移動前に行っても良いし、移動後に行っても良い。

20

【0109】

この例では、この昇降式移動足場の最上段の水平フレーム 40 は作業床用フレームを兼ねているため、最上段の X 字形のスライダークランク 50 を上方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 40 を支持するための支柱 69 の長材 70 は、最上段の水平フレーム 40 の下部に設けられた横部材 41 を介して最上段の水平フレーム 40 を支持することによって最上段の水平フレーム 40 を所定高さで固定する。

【0110】

なお、最上段の水平フレーム 40 とは別に作業床用のフレームを設けることができるが、この場合には、最上段の X 字形のスライダークランク 50 を上方向に伸張した後に最上段の水平フレーム 40 を支持するための支柱 69 の長材 70 は、最上段の水平フレーム 40 を直接支持することによって最上段の水平フレーム 40 を所定高さで固定することができるので、最上段の水平フレーム 40 の下部に横部材 41 を設ける必要はない。

30

【0111】

また、この例では、基台フレーム 5 は最下段の水平フレームを兼ねているが、基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けてもよい。基台フレーム 5 とは別に最下段の水平フレーム 40 を設けた場合には、基台フレーム 5 と水平フレームとを分離できる。したがって、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

40

【0112】

作業員は、この昇降式移動足場を所定の場所まで移動させ、その場所で昇降式移動足場を固定した後、各段の X 字形のスライダークランク 50 の伸張作業をすることによって、最上段の水平フレーム 40 を所定高さまで上昇させる。すなわち、所定高さに対応してスライダークランク 50 の伸張作業を行う段数を決め、必要な段数分だけスライダークランク 50 の伸張作業を行った後、フレーム間の支柱 69 a、69 b で上部フレームの高さを固定した後、途中に踊り場 45 が形成されている右端面の支柱 69 から構成される昇降用タラップを登って作業床に上がり、内装及び外装工事等の作業をすることになる。

50

【 0 1 1 3 】

昇降自在な水平フレームの段数が5段であるため、作業床の最大高さは4.5mとなるが、右端面の支柱69から構成される昇降用タラップは途中で踊り場45が形成されているので、作業員が安全帯を使用しなかった場合や、安全帯を使用しても昇降途中にフックを掛けかえる場合に、踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できるので、地上まで落下するおそれが小さくなる。なお、踊り場よりも低所の昇降用タラップから足を踏み外しても、地上まで近いので、地上に無事に着地することができる。

【 0 1 1 4 】

この昇降式移動足場を垂直方向に折り畳み、さらに手摺り等を取り外した状態は図5と同様であり、最上段の水平フレーム40は作業床用フレームを兼ねている昇降式移動足場においては、作業床フレーム以外の作業台形成部材はすべて取り外すことができる。したがって、昇降式移動足場をコンパクトにすることができるので、一般建築物内の扉の幅の通り抜けやエレベーターへの積載が可能となる。また、倉庫等に保管する際にも、そのスペースを節約することもできる。

10

【 0 1 1 5 】

また、基台フレーム5とは別に最下段の水平フレーム40を設けた場合には、基台フレーム5と水平フレームとを分離できるので、昇降式移動足場の移動・運搬の際には、水平フレームを含む上部部材を基台フレームから取り外すことができるので、作業が楽になるとともに、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

20

【 0 1 1 6 】

なお、左側の端面のフレーム間の垂直に設置される支柱69を縦方向の長材と斜材から構成すれば、実施例2に係る昇降式移動足場と同様に、その梯子機能が殺がれて、昇降用タラップの役割を有しないから、作業員が左側の端面の踊り場が形成されていないタラップを登り降りすることを防止できる。

【 0 1 1 7 】

また、実施例3と同様に、昇降式移動足場の最上段の水平フレームの上に設置される作業床を1個の本体部と2個の拡幅部から構成すれば、作業床の幅を狭くすることができるため、一般建築物内の扉の幅の通り抜けやエレベーターへの積載が可能となる。また、倉庫等に保管する際にも、同様にして、作業床の幅を狭くすることができるし、保管の際にはそのスペースを有効に使うことができる。

30

【 実施例 5 】

【 0 1 1 8 】

図10および図11は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例であり、(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が上から3段目の水平フレームの平面図である。図10は各フレームの間隔をすべて広げて垂直方向に伸張したときの状態を示し、図11は各フレームの間隔をすべて狭めて垂直方向に折り畳んだときの状態を示す。

【 0 1 1 9 】

実施例5に係る昇降式移動足場は、実施例1と同様に、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、複数段の昇降自在な水平フレームと作業床からなり、右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中で踊り場45が形成されている点も同じである。

40

【 0 1 2 0 】

実施例1と異なるのは、昇降用タラップの途中で背当て46を設けている点であり、昇降用タラップを構成する連続する支柱の間にある水平フレームを長辺方向に延長することによって形成されている。ここでは、上から1段目の水平フレーム40と3段目の水平フレーム40のそれぞれの長辺の右側端部の中には芯管として背当て46が引き出し可能に収納されており、水平フレーム40の中から背当て46を右方向に引き出すと、この昇降式移動足場の右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中で背当て46が形成される。なお、背当て46は昇降式移動足場の水平フレームに収納することができるの

50

で、昇降式移動足場の保管・運搬時には、スペースを有効に使うことができる。

【0121】

昇降自在な水平フレームの段数が4段であるため、作業床の最大高さは3.6mとなるが、右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中で踊り場45が形成されていることに加えて、途中で背当て46が形成されているので、作業員は踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できることに加えて、体勢を崩しても背当てが受け止めてくれるので、後方に倒れることはなく、したがって高所の昇降用タラップから足を踏み外すおそれが小さくなるとともに、たとえ足を踏み外しても昇降用タラップを掴みやすく地上まで落下するおそれが小さくなる。

【実施例6】

【0122】

図12は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が上から3段目の水平フレームの平面図である。

【0123】

実施例6に係る昇降式移動足場は、実施例3と同様に、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、複数段の昇降自在な水平フレームと作業床からなり、右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中で踊り場45が形成されている点も同じである。また、実施例3と同様に、最上段の水平フレーム40が1個の本体部と2個の拡幅部66から構成されているので、作業床が折り畳み可能となっている。

【0124】

実施例3と異なるのは、昇降用タラップの途中で2個の背当て46を設けている点であり、昇降用タラップを構成する連続する支柱の間にある水平フレームを長辺方向に延長することによって形成されている。ここでは、上から3段目の水平フレーム40の長辺の右側端部の中には芯管として背当て46が引き出し可能に収納されており、そして、最上段の水平フレーム40の本体部の長辺の右側端部の中には芯管として背当て46が引き出し可能に収納されている。いずれも、背当て46を右方向に引き出すと、この昇降式移動足場の右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中で背当て46が形成される。

【0125】

昇降自在な水平フレームの段数が4段であるため、作業床の最大高さは3.6mとなるが、右端面の支柱69から構成される昇降用タラップには途中で踊り場45が形成されていることに加えて、途中で背当て46が形成されているので、作業員は踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できることに加えて、体勢を崩しても背当てが受け止めてくれるので、後方に倒れることはなく、したがって高所の昇降用タラップから足を踏み外すおそれが小さくなるとともに、たとえ足を踏み外しても昇降用タラップを掴みやすく地上まで落下するおそれが小さくなる。

【0126】

なお、実施例3と同様に、最上段の水平フレーム40が1個の本体部と2個の拡幅部66から構成されているので、作業床が折り畳み可能となっている。折り畳み可能な作業床を用いることによって、昇降式移動足場を所定場所まで移動し、その固定後に作業床を幅方向に拡げることが可能である。

【実施例7】

【0127】

図13は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例であって、垂直方向に伸張した状態を示す。(a)が正面図、(b)が右側面図、そして、(c)が上から2段目の水平フレームの平面図である。

【0128】

実施例7に係る昇降式移動足場は、実施例4と同様に、接地面に車輪を備えるとともに

10

20

30

40

50

所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、複数段の昇降自在な水平フレームと作業床からなり、右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 4 5 が形成されている点も同じである。

【 0 1 2 9 】

実施例 4 と異なるのは、昇降用タラップの途中に背当て 4 6 を設けている点であり、昇降用タラップを構成する連続する支柱の間にある水平フレームを長辺方向に延長することによって形成されている。ここでは、上から 1 段目と 2 段目と 4 段目の水平フレーム 4 0 のそれぞれの右側端部の中には芯管として背当て 4 6 が引き出し可能に収納されており、水平フレーム 4 0 の中から背当て 4 6 を右方向に引き出すと、この昇降式移動足場の右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップには途中に背当て 4 6 が形成される。

10

【 0 1 3 0 】

昇降自在な水平フレームの段数が 5 段であるため、作業床の最大高さは 4 . 5 m となるが、右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 4 5 が形成されていることに加えて、途中に背当て 4 6 が形成されているので、作業員は踊り場より高所の昇降用タラップから足を踏み外しても踊り場に無事に着地できることに加えて、体勢を崩しても背当てが受け止めてくれるので、後方に倒れることはなく、したがって高所の昇降用タラップから足を踏み外すおそれが小さくなるとともに、たとえ足を踏み外しても昇降用タラップを掴みやすく地上まで落下するおそれが小さくなる。

【 実施例 8 】

【 0 1 3 1 】

図 1 4 は、本発明に係る昇降式移動足場の他の例であり、垂直方向に伸張した状態を示す。(a) が正面図、(b) が右側面図である。

20

【 0 1 3 2 】

また、図 1 5 は本発明で用いる背当ての他の例を示す。(a) は昇降式移動足場を垂直方向に伸張した状態、(b) は背当てを折り畳んで支柱に添わせた状態、そして、(c) は背当てを添わせた支柱を折り畳んだ状態である。

【 0 1 3 3 】

実施例 8 に係る昇降式移動足場は、実施例 7 と同様に、接地面に車輪を備えるとともに所定場所に移動かつ固定可能な矩形の基台フレームと、複数段の昇降自在な水平フレームと作業床からなり、右端面の支柱 6 9 から構成される昇降用タラップには途中に踊り場 4 5 および背当て 4 6 が形成されている点も同じである。

30

【 0 1 3 4 】

実施例 7 と異なるのは、昇降用タラップの途中に設ける背当て 4 6 の構造が異なる点である。ここでは、背当ては折り畳んで、昇降式移動足場の一部材中に添わせることができる。昇降式移動足場を垂直方向に伸張したときは、背当てをフレーム間の支柱に対して直角に取り付けることができ、昇降式移動足場を垂直方向に折り曲げるときは背当てを折り畳んで支柱に添う形になる。なお、背当てを添わせた支柱も昇降式移動足場の内部方向に折り畳むことができるので、昇降式移動足場の保管・運搬時には、スペースを有効に使うことができる。

【 産業上の利用可能性 】

40

【 0 1 3 5 】

本発明によれば、作業員が昇降用タラップをより安全に昇降することを可能とする昇降式移動足場を提供することができる。

【 符号の説明 】

【 0 1 3 6 】

- 5 基台フレーム
- 6 プレーキロック付き車輪
- 7 基台フレームの支柱
- 4 0 水平フレーム
- 4 1 水平フレームの横部材

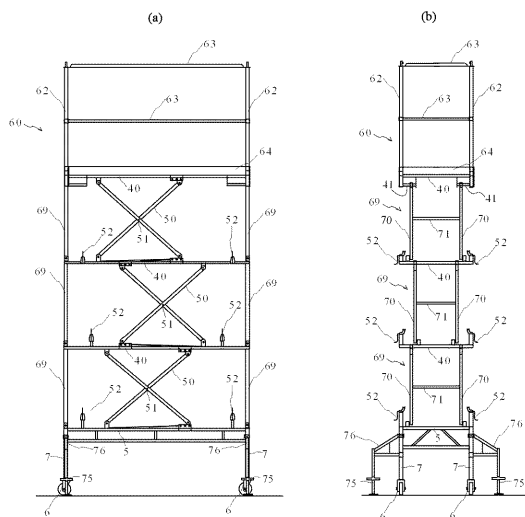
50

- 4 5 踊り場
- 4 6 背当て
- 5 0 X字形のスライダークランク
- 5 1 ピン
- 5 2 留め具
- 6 0 作業台
- 6 2 手摺り柱
- 6 3 手摺りバー
- 6 4 巾木
- 6 5 作業床の本体部
- 6 6 作業床の拡幅部
- 6 7 ヒンジ構造
- 6 8 当て材
- 6 9 昇降用タラップを兼ねるフレーム間の支柱
- 7 0 フレーム間の支柱の長材
- 7 1 フレーム間の支柱の横材
- 7 2 フレーム間の支柱の斜材
- 7 5 ジャッキベース
- 7 6 アウトリガー
- 9 6 昇降用タラップの役割を有しないフレーム間の支柱

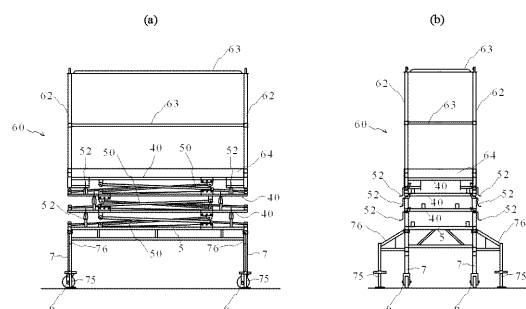
10

20

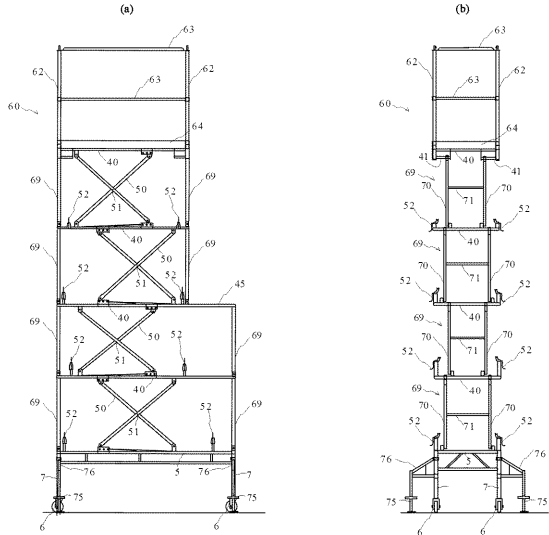
【 図 1 】



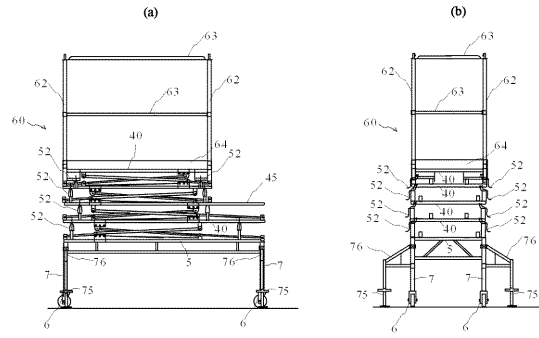
【 図 2 】



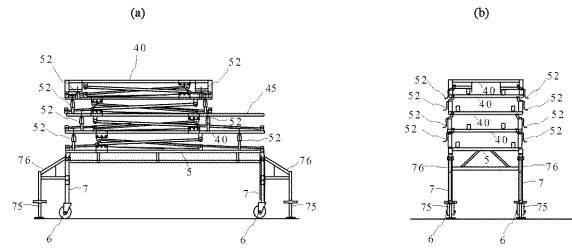
【 図 3 】



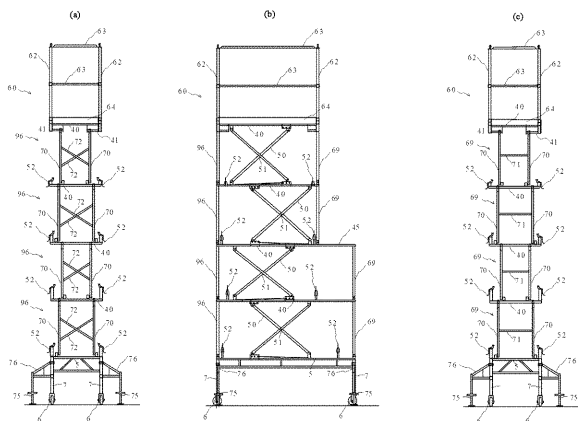
【 図 4 】



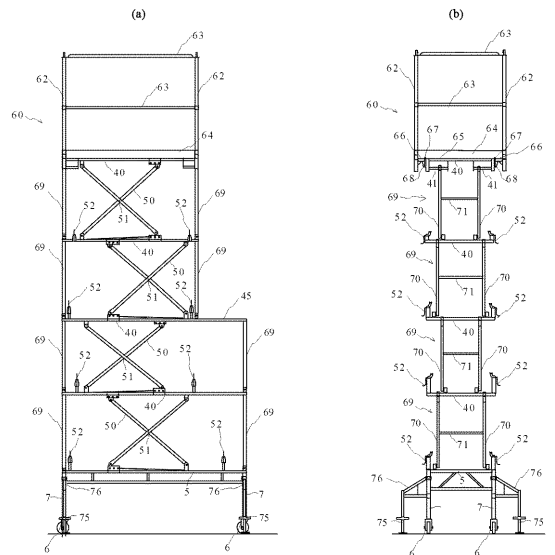
【 図 5 】



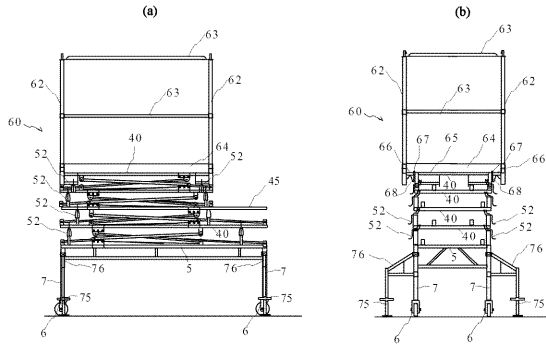
【 図 6 】



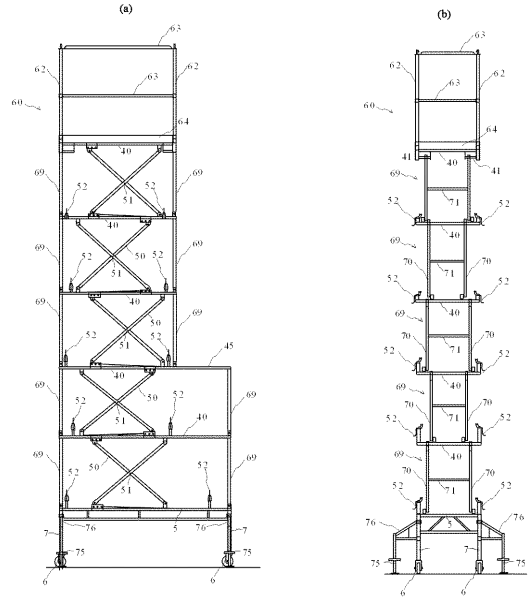
【 図 7 】



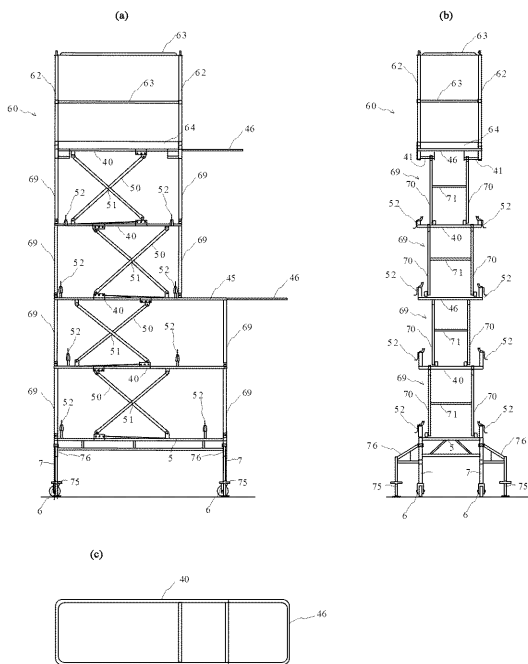
【 図 8 】



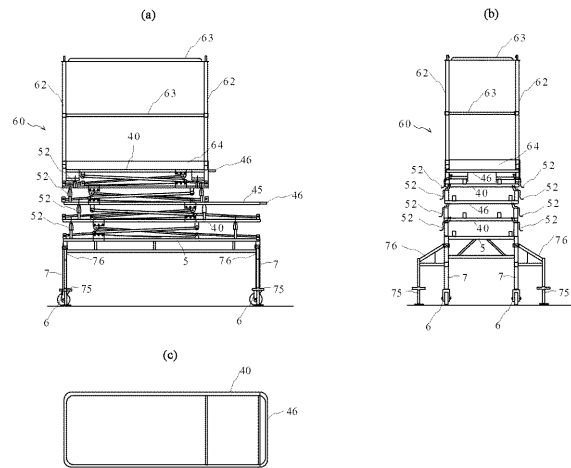
【 図 9 】



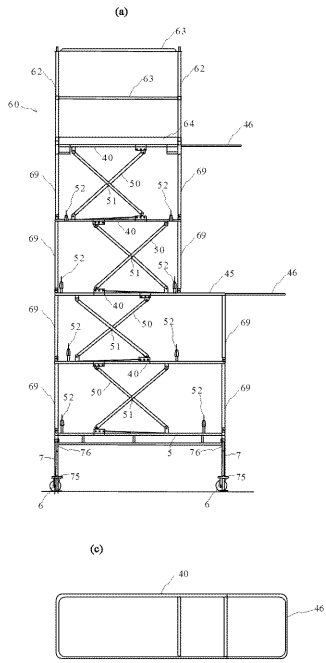
【 図 10 】



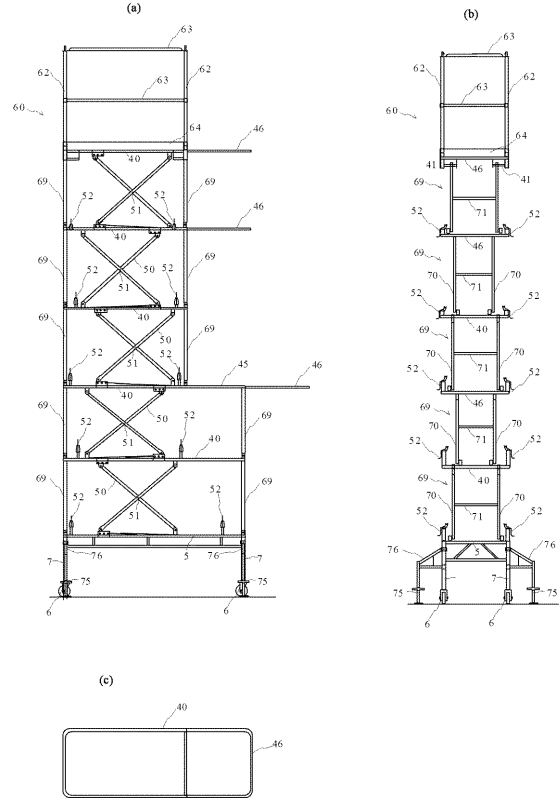
【 図 11 】



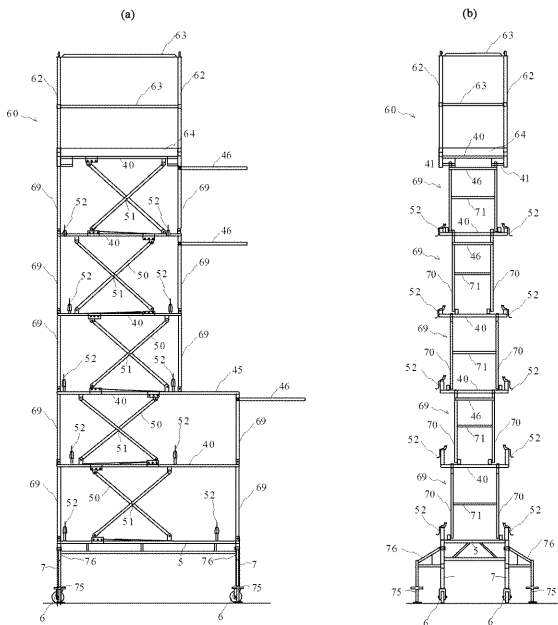
【図 1 2】



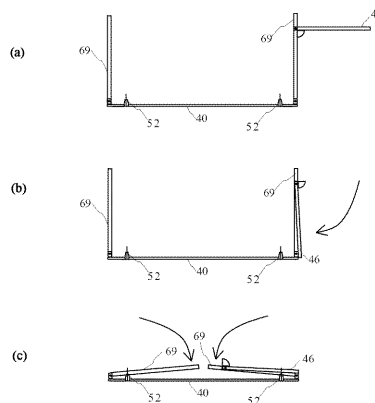
【図 1 3】



【図 1 4】



【図 1 5】



フロントページの続き

- (72)発明者 横山 博之
兵庫県尼崎市扶桑町1番21号 日鐵住金建材株式会社尼崎工場内
- (72)発明者 稲森 純二
兵庫県尼崎市扶桑町1番21号 日鐵住金建材株式会社尼崎工場内
- (72)発明者 吉田 信二
兵庫県尼崎市扶桑町1番21号 日鐵住金建材株式会社尼崎工場内
- Fターム(参考) 2E003 AC02 BB04 CA01